

会費の滞納（2年間）による除名処理後の再入会に関する申し合わせ

本申し合わせは、定款第9条（会員資格の喪失）の（2）会費の滞納（2年間）による除名処理後の再入会に関する事項を定める。

定款第9条に基づき、2年間の会費滞納の事由によって除名処分となった場合、除名処分に至った事由の解消（滞納会費の全額納入）ならびに事由書の提出によって再度会員として申請することができる。理事会において、処分の取り消しが妥当であると認められた場合には、再入会を認める。

本申し合わせは、令和2年1月17日から施行する。